

# 福岡市プラント電気設備一般仕様書 付則

平成 14 年 12 月版

福岡市プラント電気設備工事技術等検討委員会

## 目次

1	付則 1 官公庁届出一覧表 .....	1
2	付則 2 承諾函一覧表.....	7
3	付則 3 完成図書等 .....	8
4	付則 4 施工計画書作成例(工事日報) .....	11

# 1 付則 1 官公庁届出一覧表

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令
共通関係	道路使用等	道路占有,掘さく許可申請	道路管理者	着工前	目的,場所,期間,構造方法,時期,復旧方法	道路法32条,県,市条例
		道路使用許可申請	警察署長	"	目的,場所,期間,方法	道交法77条
		支障移転請求	供給会社等	着工30日前まで		
		工事負担金	"	"		
	労働安全	総括安全衛生管理者選任報告書	労働基準監督署長	選任後遅滞なく		労働安全衛生規則 2条
		安全管理選任 "	"	"		" 4条
		衛生管理選任 "	"	"		" 7条
		クレーン設置届	"	設置工事開始30日前	つり上げ荷重 3.0トン以上 明細書,組立図,強度計算書,据付周囲状況,基礎概要等添付	労働安全衛生法88条, 労働安全衛生令13条 クレーン等安全規則5条
		クレーン設置報告書	"	あらかじめ	つり上げ荷重 0.5以上 3.0未満	クレーン等安全規則11条
		クレーン落成検査申請書	"	事前に	つり上げ荷重 3.0以上	労働安全衛生法38条3項 クレーン等安全規則6条6項
		第1種圧力容器設置届	"	設置30日前まで	明細書,周囲の状況,配管の状況,構造	ボイラ及び圧力容器安全規則56条
		ボイラー設置届	"	設置30日前まで	明細書,周囲の状況,配置,基礎,燃焼室及び煙道の構造,監視の措置等の書面を添える	労働安全衛生法88条 ボイラ及び圧力容器安全規則10条,16条
		ボイラー及び第1種圧力容器落成検査申請書	"	事前に		労働安全衛生法38条 ボイラ及び圧力容器安全規則14条,15条
		ボイラー取扱主任者選任報告書	"	"		ボイラ及び圧力容器安全規則24条
エレベータ設置届	"	着工30日前まで	明細書,検査済証,組立図, 据付箇所の周囲の状況	労働安全衛生法88条,クレーン則140条		

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令
共通関係	労働安全	エレベータ落成検査申請書	労働基準監督署長	事前に	構造,機能	" 38条,クレーン則141条
		エレベータ及び簡易リフト設置報告書	"	"		クレーン則202条,145条
機械設備	高圧ガス法	高圧ガス製造許可申請	県知事	製造開始の日の20日前まで	ガスの種類,製造計画書	高圧ガス取締法5条1項,一般高圧ガス保安規則4条又は冷凍保安則4条
		製造施設完成検査申請	"	完成時		高圧ガス取締法20条,一般高圧ガス保安規則17条又は冷凍保安則18条
		高圧ガス製造開始届	"	製造開始時	第1種製造者	高圧ガス取締法21条,一般高圧ガス保安規則8条又は冷凍保安則8条
		冷凍保安責任者又は高圧ガス保安総括者等届	"	"	第1種製造者又は高圧ガス製造保安技術管理者より選任	高圧ガス取締法27条の2,一般高圧ガス保安規則22条又は冷凍保安規則23条
		高圧ガス製造事業承継届書				一般高圧ガス保安規則6条 高圧ガス取締法10条,冷凍保安規則6条
		高圧ガス製造廃止届	県知事	遅滞なく	第1種,第2種製造者	高圧ガス取締法21条,
		高圧ガス製造届	"	製造開始日の20日前まで	ガスの種類,製造施設明細	高圧ガス取締法5条第2項,冷凍保安則5条又は一般高圧ガス保安規則5条
		特定高圧ガス消費届書	"	消費開始日の20日前まで	施設の位置,構造及び設備ならびに方法を記載した書面を添える。	高圧ガス取締法24条の2
		" 消費施設等変更届書	"	事前		" 24条の4
		" 消費廃止届書	"			" 24条の4
		" 取扱主任者届書	"			" 28条

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令
電気設備 関係	電力	特殊設計施設認可申請	九州経済産業局	着工前	基準外許可, 特例許可	電技 5条
		保安規程届(変更届)	"	"		電事法42条
		主任技術者選任届(兼任)	"	"		" 43条
		受電届	"	受電開始の 30日前まで	最大電力5000KW以上	受電調整規則1条
		工事計画届	"	着工30日前まで	最大電力1000KW以上, 又は燃焼能 力が重油換算50L/h以上の非常用 予備発電装置	" 法48条
		使用前検査申請	"	受電開始予定日が確定 した日		" 法49条
		自家用電気工作物使用開始届	"	使用開始後遅滞なく		" 法53条
		自家用電力使用申込書	九州電力	着工前		電気供給規程
		電気需給契約	"	供給承諾時		"
		自家用電気工作物落成予定通知	"	落成予定確定時		"
		自主検査成績書	"	送電前		"
	電灯・動力使用申込	"	着工前		"	
	通信	NTT加入申込	NTT回線事業部 九州支店	利用意志確定次第	敷地外に通信線を設置するとき 九州電気通信管理局 着工2週間前	有線電気通信法3条1項
		NTT専用申込	"	"		
消防	電気設備設置届	市長	設置工事開始 3日前まで	変電設備(50KW以下を除く), 内燃機 関による発電設備, 蓄電池設備	市火災予防条例44条	

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令	
消防関係	消火設備	防火対象物使用開始届	消防署長	使用開始の7日前	建築設計図, 求積図, 系統図, 平面図などを添付	市火災予防条例43条	
		消防用設備等着工届	〃	着工10日前まで	消防設計図, 系統図, 仕様書添付	消防法17条の14, 消防則33条の3 消防設備士が届出	
		消防用設備等設置届	〃	完了した日から4日以内	消防用設備等に関する図書及び同試験結果報告書添付	消防則31条の3 消防法17条3の2	
	危険物	危険物(取扱所, 貯蔵所, 製造所)設置許可申請書	市長	着工前	構造明細書, 消火設備の設計書, 火報設備の設計図, 特定屋外タンク等設計図書工事計画書, 工事工程表	消防法11条, 危険令6条, 危規則4, 9条(変更は危政令7条, 危規則5, 9条)	
		危険物変更許可申請書	〃	〃	種類または数量の変更も届出必要, 危規則17条の3	消防法11条, 危政令7条, 危規則5, 9条	
		危険物保安監督者選任届	〃	選任したとき遅滞なく	指定数量の30倍以上の危険物を取扱う場合等	消防法13条, 危政令31条の, 危規則48条	
		危険物(取扱所, 貯蔵所, 製造所)完成検査申請書	市長 (消防署長経由)	完成時		消防法11条の5項, 危険令8条, 危規則6条	
		危険物(取扱所, 貯蔵所, 製造所)完成前検査申請書	市長	各工事で検査を受けようとする前		危政令8条の2, 消防法11条の2, 規則6条の2～5	
		少量危険物貯蔵又は取扱届出	消防署長	着手の7日前まで		指定数量の5分の1以上指定数量未滿	市火災予防条例31条, 46条, 規則14条
		指定可燃物貯蔵又は取扱届出	〃	〃		指定可燃物で定める数量の5倍以上	市火災予防条例33条, 46条, 規則14条
火を使用する設備等の設置届出	〃	着工7日前まで	炉, かまど, 温風暖房機(6万kcal/時以上), ボイラー乾燥設備, 設備概要, 配置図, その他	市火災予防条例44条, 規則12条, 消防法9条			

区分		申請・届出の名称	届出先	提出時期	摘要	法令	
消防関係	危険物	有毒物質高圧ガス貯蔵取扱届出書	〃	取扱いを始める 7日前まで		市火災予防規則15条 市火災予防条例47条	
		製造所等の軽微な変更届出書	市長	発生後すみやかに	製造所等使用休止再開届, 製造所等 災害発生	市危規則9条	
			(消防署長経由)			届, 製造所等変更届, 製造所等危険 作業届, 製造所等名称変更届	
		製造所等の工事変更届出書	〃	〃	法11条の変更の許可を受けたものが許 可後の事情の変更より再変更を行うと き, 又は着工, 完成の予定期は6ヶ月 以上変更したとき	市危規則10条	
		予防規程許可申請書	市長		製造所貯蔵所又は取扱所の所有者, 管理者又は占有者は火災を予防するた め予防規程を定め許可を受けなければ ならない	法14条の2, 危規則62条	
公害関係		特定施設設置届出書(騒音)	〃	着工30日前まで	防止の方法, 施設の配置図, 付近見取 図, 計算書	騒音規制法6条, 規則3,4条	
		特定施設設置届出書(振動)	〃	〃	騒音(7.5KW以上の送風機, 3.75KW 以上のクーリングタワー), 騒音&振動(7.5KW以上の空気圧縮 機)	振動規制法 〃	
		特定施設使用届出書 (騒音・振動)	〃	特定施設となった 日から 30日以内	〃	各法7条, 規則3,5条	
		ばい煙発生施設設置届出書	知事又は市長	着工60日前まで	ばい煙発生施設の種類, 構造, 使用方 法, 処理法	大気汚染防止法6条, 10条, 13条, 規則8条	
		粉じん発生施設設置届出書	〃	〃	粉じん発生施設の種類, 構造, 使用方 法, 処理法	〃 18条, 規則10条	
		ばい煙発生施設使用届出書	〃	ばい煙発生施設となった 日から30日以内		〃 7条, 規則8条	
		粉じん発生施設使用届出書	〃	粉じん発生施設となった 日から30日以内		〃 18条の2, 規則10条	





## 2 付則 2 承諾図一覧表

図面名称	縮尺	原図用紙	摘要
主回路接続図	Free	A1,A3,A4	
単線結線図			
三線結線図			
展開接続図		A3,A4	
主要機器(計装機器も含む)外形図	1/10,1/5	A1,A3,A4	主要寸法,数量,形式重量,材質及び要項を明示
〃 組立て断面図			
〃 断面詳細図			
〃 全体配置平面図	1/100,1/50		
〃 全体配置側面図			
〃 リスト表	Free	A3,A4	機器名板の写し
計装機器フローシート		A1,A3,A4	機器配管,機械主要機器等
ラック・ダクトルート平面図	1/100,1/50	〃	
ラック・ダクトルート断面図		〃	
特高室,電気室,中央監視室などピット図(断面図も含む)	1/50,1/20	〃 〃	
配管配線図	1/100,1/50	〃	
市係員が指示する総合接続図	Free	A1,A3,A4	
〃 機器外形図			
〃 機器組立て断面図			
〃 機器動作機構図			
〃 機械関係図			機械との取合関係図,例えば送風機の関係盤(抵抗器など)など
〃 設計計算書		A3,A4	
〃 特殊塗装仕様書			
〃 工場検査方案書			
付属品,予備品,保守用測定工具リスト			
全体実施工程図		A3,A4	

### 3 付則 3 完成図書等

完成図書等は完成図書，完成図面，第二原図，CD-R とし，監督員の指示によるものとする。

#### 3.1 提出部数

提出部数は次のとおりとする。

図書名	部数
完成図書	3部
完成図面(A1 二つ折り)	3部
完成図面(縮小 A3 二つ折り)	3部
第2原図(A1 版)	1部
第2原図(A3 版)	1部
CD-R	1部
その他必要なもの	1式

完成図書は以下に示す書類等により構成し，製本のうえ提出する。

#### 3.2 完成図書の構成

取扱い説明書  
運転指導書  
工場検査データ  
現地試験データ  
予備品リスト  
工具リスト  
付属品リスト  
故障時連絡一覧表  
塗料仕様書  
断熱工事仕様書  
防音工事仕様書 等

#### 3.3 完成図書の製本仕様

サイズは，A4 版とし，製本の厚さを一冊あたり 12cm 以内とする。

1冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつけること。

表紙及び背表紙：厚紙で色は黒とする。

表紙及び背表紙に年度，工事名称，分冊番号，請負人名(会社名)を金文字で記入する。

完成図面は、以下に示す書類等により構成し、製本のうえ提出する。

### 3.4 完成図面の構成

目次  
フローシート  
配置図  
配線, 配管ルート図  
外形図  
主回路接続図  
単線結線図  
展開接続図  
裏面(正面)接続図  
器具内部接続図  
配線系統図  
その他

### 3.5 完成図面の製本仕様

サイズは、A1 版の二つ折り及び A3 縮小版とする。

1冊ごとに全体目次及びカラーインデックスをつけること。

表紙及び背表紙は、厚軟紙で色は黒しする。

表紙及び背表紙に年度、工事名称、分冊番号、請負人名(会社名)を金文字で記入する。

### 3.6 CD-R のデータ形式

下記のデータ拡張子を標準とし、監督員と協議の上決定する。

対象文書等	データ拡張子
図面	DWG・DXF・SXF・PDF
文書	DOC・PDF
画像	JPEG
電子データ化がし難いデータ	TIFF・JPEG・PDF

### 3.7 第二原図・CD-R の作成

作成対象は、完成図面の ~ 及び ・ とする。

第二原図 A1 版の材質は、ドラガー用紙・マイラー用紙・トレーシングペーパーを標準とする。

第二原図 A3 縮小版の材質は、ポリエステルフィルムを標準とする。

第二原図 A1 版は、図面筒入れに入れて提出する。

第二原図 A3 縮小版はビニール袋に入れて、完成図面の製本使用に準じて製本する。

A1 版図面筒・第二原図縮小版 A3 ファイル・CD-R 表面及び収納ケースには、完成図書に準じた記入文字を入れる。

### 3.8 表紙・背表紙の記入例

電気設備工事 完成図書 (完成平成年度) ( ) 第 号	平成 年度 ( ) 第 号 (完成 平成 年度)  電気設備工事 完成図書 (自 年 月 日) (至 年 月 日) 株式会社
---------------------------------	--

#### 4 付則 4 施工計画書作成例

課		
課長	係長	係員

ゴム印

(サイズはA4とすること)

現場着工1ヶ月までに

提出のこと

平成 ○年 ○月 ○日

(あて先)

福岡市長

住所 福岡市中央区天神1丁目8-1  
請負者

氏名 ○ ○ ○ ○株式会社九州支社  
支社長 ○ ○ ○ ○ 印

作成者(現場代理人) ○ ○ ○ ○ 印

届出印を使用のこと

### 施工計画書

平成 ○年 ○月 ○日契約した請負工事の施工について、次のように計画しましたので提出します。

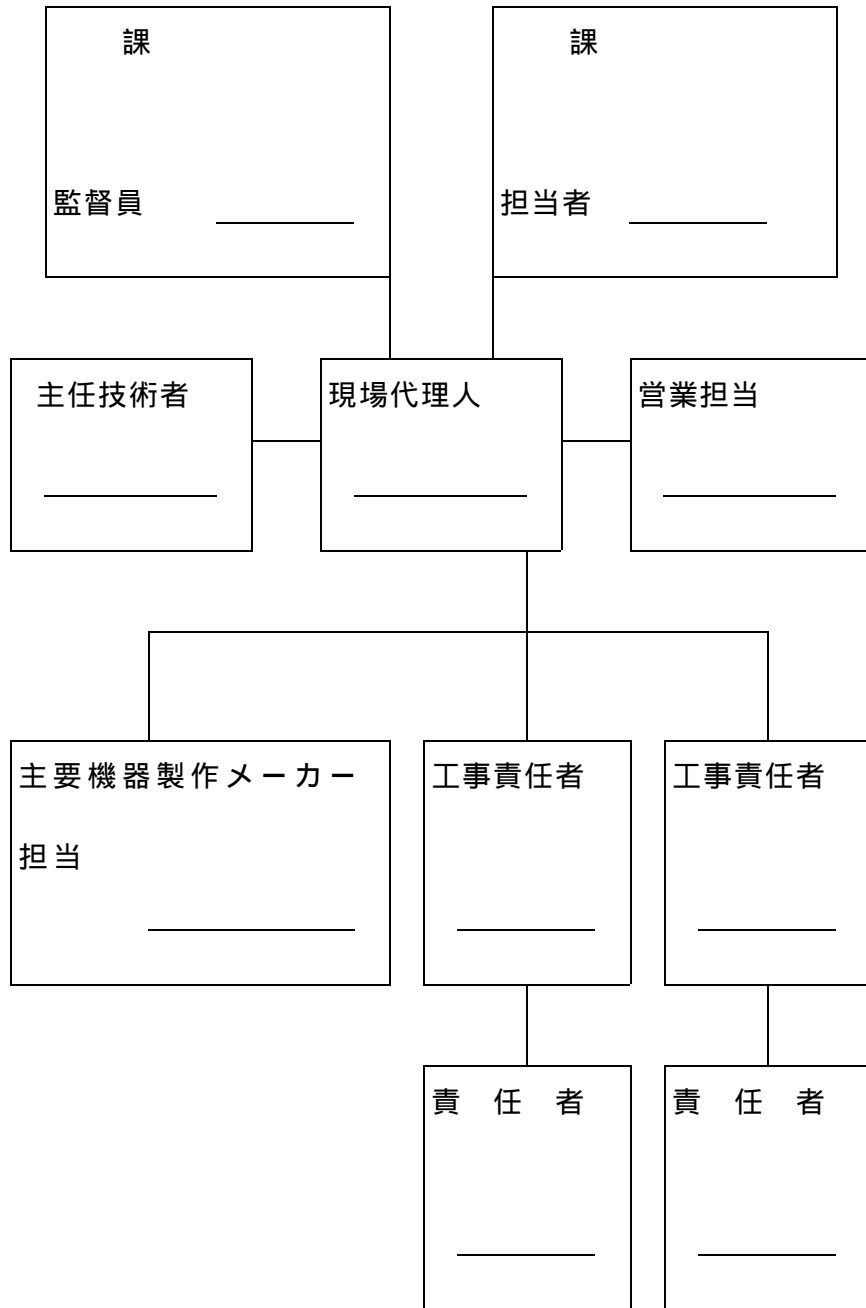
工 事 名	工 事
工 事 場 所	契約書通り
工 事 金 額	¥ 記載のこと
工 期	平成 ○年 ○月 ○日 から 平成 ○年 ○月 ○日まで

1 . 工事概要

2 . 施工組織

2-1 組織表

設計書の内容に準じて記載する

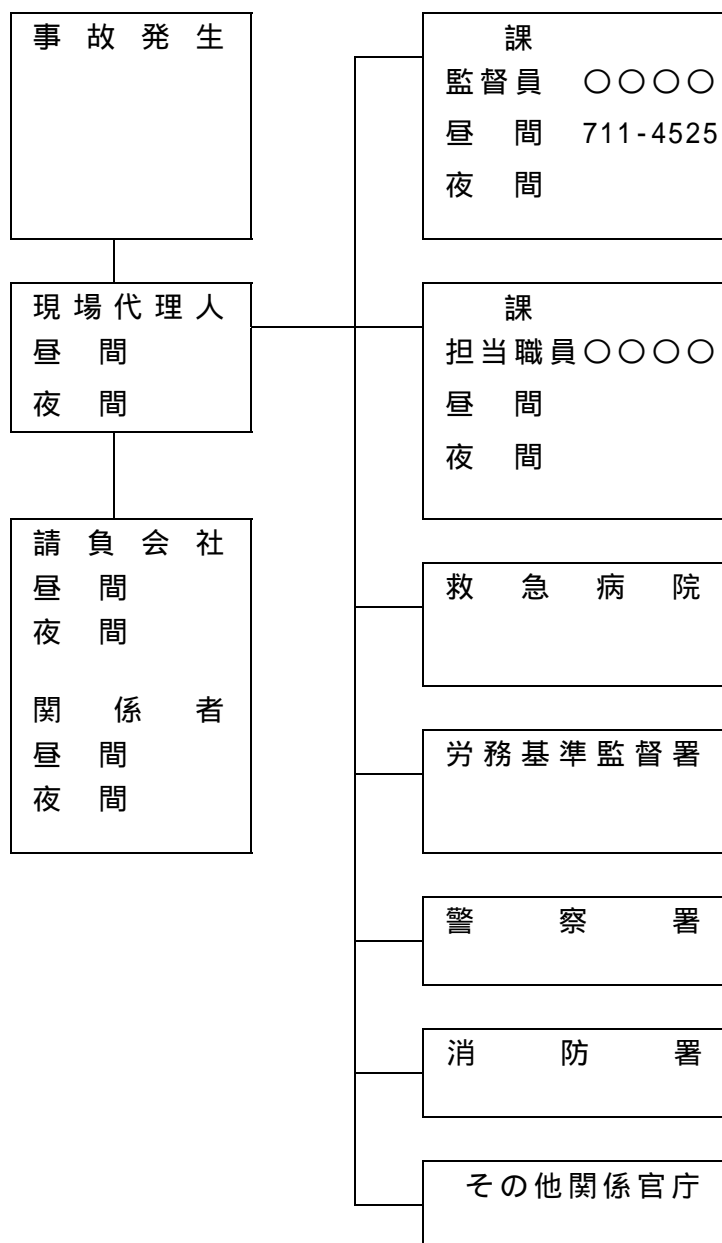


指揮命令系統を明確に記載する。

安全協議会を結成する場合は、別途協議会組織表を最後に添付する。

2-2 緊急連絡

体制表



事故や災害の発見者が、すみやかに通報できるよう昼夜の連絡先を明確にする。

2-3 各種作業  
責任者一覧

労働安全衛生法にのっとり当該工事施工上必要な作業毎に資格所持者の中から作業責任者を定める。

資格証の写しを添付する。

<p>2-4 作業員 一覧表</p>	<p>現場に入所する下請会社等を含めたすべての作業員の所属会社名，氏名，年令，住所，電話番号，所持資格等を記入のこと。</p>
<p>2-5 就業規則</p>	<p>1．就業時間 始業，休憩，就業，休業等記載のこと。</p> <p>2．工事現場の入構規則 ヘルメット，安全靴，安全帯等の装着請負会社名がわかるような作業服又は社名入りシールの着用，名札の着用等記載のこと。</p> <p>3．喫煙場所の設定 設置場所の図面等添付のこと。</p> <p>4．その他必要事項を記載のこと。</p>
<p>3．仮設計画 3-1現場事務所</p>	<p>現場事務所，駐車場，資材置場，仮設トイレ，営繕用水道水，電気の引込み等図面を添付し，相互の位置が判るように記載のこと。</p>
<p>3-2工事標示板</p>	<p>工事標示板（案）添付のこと。別紙(12-2)参照 工事用黒板 " 別紙(12-2)参照</p>
<p>3-3 仮設用 光熱水道 (工事用)</p>	<p>用途，種類，容量，ルート，分電盤スケルトン等必要に応じ図面を添付し，記載のこと。</p>
<p>3-4 足場</p>	<p>目的，期間，種類，組立図，養生計画等記載のこと。 (労働安全衛生法による)</p>
<p>3-5 掘削 埋戻し</p>	<p>目的，期間，方法，掘削断面，使用矢板，支保工，周辺見取図，仮囲，養生計画(夜間含む)，第三者への安全対策等記載のこと。</p>



3-6 開口部 養生計画	場所，数量，方法，期間等について具体的に記載のこと。
3-7 試運転用 仮設	発電機設備工事等で，水抵抗等特に必要な場合記載のこと。
3-8 その他	
4 . 施工計画	
4-1 工程表	
4-2 埋設物 調査	施工範囲における埋設物の種類，深さ，位置を図示し，障害となる場合は，移設方法もしくは養生方法等具体的に記載のこと。
4-3 搬入計画	機器重量一覧表，搬入日，搬入時間，搬入ルート，使用重機，搬入時の機材，人員の配置図，及び搬入方法の具体的説明，立入り禁止区域の設置図等記載のこと。
4-4 施工方法	機器の据付，配管の布設，特殊な施工内容（停電作業，高所作業，酸欠作業等）については，目的，内容方法，期間，人員体制等について具体的に記載のこと。
4-5 必要官庁 手続一覧	当該工事に必要な手続名一覧，届出時期，官庁名を記載のこと。
4-6 産業 廃棄物	当該工事で発生した産業廃棄物は(P-143の29.産業廃棄物の処理)に従い処分業者等を記載のこと。
4-7 残土処分	当該工事で発生した残土処分は(P-149の30.建設発生土の施工確認について)参照のうえ処分の確認をすること。
4-8 品質管理	社内の品質管理等を記載のこと。 (現地における社内検査表及び検査員明記すること)

4-9 その他	
5 . 安全計画	
5-1 安全衛生 組織表	請負会社及び工事現場の安全体制について、記載のこと。
5-2 安全教育	作業員に対する入所時教育，入所後の教育計画，会社側の安全管理の具体的方法について記載のこと。
5-3 安全確認	<p>1 . 現場及び使用工具等の安全確認（チェックリスト）の方法，回数，担当者等具体的に記載のこと。</p> <p>2 . 重機の点検証，資格，免許の確認方法について具体的に記載のこと。</p> <p>安全日誌，チェックリスト，酸素濃度測定表等添付のこと。</p>
5-4 現場 常備書類	<p>1 . 作業員一覧表，資格証明</p> <p>2 . 工事日報</p> <p>3 . 安全点検チェックリスト</p> <p>4 . 作業間の連絡調整記録</p> <p>5 . その他必要なもの</p>
5-5 その他	<p style="text-align: center;"><b>施工計画書綴 参照</b></p>

施工計画事前協議チェックリスト

(1) 工事名称 :

(2) 施工業者 :

現場代理人 =

3 . 事前協議日時 : 平成 年 月 日

4 . 協議者 : 課 係 =

施工業者 =

(1) 事前協議事項

- 1 . 現場事務所の設置場所及び形状
- 2 . 駐車場
- 3 . 工事用仮設ヤード ( )
- 4 . の電気設備利用
- 5 . の上水道設備利用
- 6 .
- 7 .
- 8 .
- 9 .

管理者確認

施工計画書作成時に 職員と協議の上、捺印をもらう。

工事名																									
請負者																									
現場代理人																									
<p>現場代理人は、現場に常駐し、常時作業員の安全確保につとめること。尚、この安全点検チェックリストは、管理上必要最低限の物であり、各現場の実状に合わせて、このチェックリスト外の項目も追記して安全作業を実施すること。(安衛法第20条～第25条)</p>																									
記入方法		<p style="text-align: center;">良 一部指摘、手直し有り × 不可</p>																							
	安全管理、教育(安則第35条他)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	整理、整頓(安則第427条他)	/	/	/	/	/	/	/	/	
1	現場代理人は常駐し、腕章をしているか。															1	資材、廃材、工具は、所定の場所に整理されているか。								
2	安全管理代行者を選任しているか。															2	危険物の置場はよいか。								
3	有資格者にて作業を行っているか。(建設機械、クレーン、玉掛、アーク、ガス等)															3	不安全な物の置きかたをしていないか。								
4	各種作業主任者が選任され、作業所に氏名、職務が掲示されているか。																								
5	現場入所教育を実施しているか。																								
6	朝礼(作業開始前)は実施しているか。																								
7	始業点検、作業手順の指示、並びにツールボックスミーティングは実施しているか。																標 識								
8	機械等の危険性のある物は、取扱い方法の教育を実施しているか。															1	工事用看板等の表示はよいか。								
																2	安全標識は適切に掲示されているか。								
																3	第3者に対する注意標識はよいか。								
	服装、保護具(安則第110条他)																								
1	作業に適した服装であるか。																								
2	保護具の種類、数は必要数あるか。																作業環境(安則第540条他)								
3	保護具の適切な着用はよいか。															1	採光及び照明は不足していないか。								
4	保護帽は着用しているか。又、帽体、ハンモック、あごひもは完全か。															2	安全道路は確保され、なおかつ整理及び、表示はよいか。								
5	保護メガネ、防塵メガネ等の保護具はよいか。															3	喫煙場所が決められ、かつ灰皿には、水が入っているか。								
																4	塗料等の取扱時は、換気を充分に行っているか。								
																5	酸欠測定及び対策の記録はよいか。								
	緊急連絡、緊急用具(安則第634条他)																								
1	緊急時連絡表は掲示されているか。																持ち込み機器								
2	救急箱は整備されているか。															1	持ち込み機器の点検、チェックをし、不安全なものはないか。								
																2	機器の絶縁測定結果及び記録はよいか。								
																3	機器の充電部の露出はないか。								

	電 気 (安則第333条)	/	/	/	/	/	/	/	(C)	ガス溶接機 (安則第263条他)	/	/	/	/	/	/	/
(A)	分電盤								1	作業者は、ガス溶接技能講習を受け、修了証を携帯しているか。							
	1 分電盤の設置場所は適切で、施設し、取扱責任者が表示されているか。								2	ボンベは、直射日光を避け、通風換気が良く、40℃以下に保たれているか。							
	2 分電盤に漏電遮断器が設置され、その作動はよいか。								3	ボンベは、空、充の区分がされ、立てて転倒のおそれがないよう保持しているか。							
	3 分電盤のケースアースは1.6m 以上で緑色であるか。又、アース線は適切に打ち込んであるか。								4	ボンベ置き場の周辺は、火気厳禁になっているか。							
									5	ケースが壊れたり、ガスが汚れたものはないか。又、ホースバンド、ホースグリップを使用しているか。							
									6	溶接、溶断場所及びボンベ置場には、消火器を準備しているか。							
(B)	仮設配線 (安則第353条他)								7	ガス点検に専用のライターを使用しているか。							
	1 電線に老化、損傷がないか。又路上配線の場合プロテクターを使用しているか。																
	2 架空ケーブルはライシールドが施されているか。																
	3 端末は、絶縁テープなどで確実に被覆しているか。									墮落、脚立、ローリングタワー (安則第526条他)							
	4 ケーブルの接続は、コネクタを使用しているか。								1	開口部、作業床の端等、墮落防止対策はよいか。							
									2	作業床の周囲には、高さ90cm以上の手すり中さん、巾10cm以上の巾木を設けているか。							
									3	安全帯のロープに破損、焼損、摩耗のあるものを使用していないか。							
	機 械 (安則第101条他)								4	高さ、又は、深さが1.5mをこえる作業では昇降設備を設けているか。							
(A)	コンプレッサ、ウインチ等								5	はしごの踏棧は等間隔(25cm～35cm)になっているか。							
	1 ベルトカバー、ギヤカバー等があるか。								6	はしごの上端は床から60cm以上突き出しているか。又、転倒防止をしているか。							
	2 圧力計計があるか。又制限圧力、定格荷重の表示があるか。								7	“うま”を持ち込んでいないか。							
									8	移動はしご、脚立で作業する場合は補助者を置き、脚部を保持させ使用しているか。							
									9	脚立の開き止め、金具はついているか。又、角度は75度以下で、高さは1m未満であるか。							
(B)	アーク溶接機 (安則第332条他)								10	ローリングタワーには、昇降設備、手摺、巾木及びストッパーがあるか。							
	1 作業者は、アーク溶接作業特別教育を受け、修了証を携帯しているか。								11	ローリングタワーの最大積載量の表示はあるか。							
	2 電撃防止装置が設置され、作動のチェックは記録されているか。																
	3 溶接機のケースアースはあるか。																
	4 溶接機の接続部はテピングが完全にされているか。									足 場 (安則第78条他)							
	5 溶接機ホルダの絶縁カバーの破損はないか。又、溶接棒を挟んだまま保管していないか。								(A)	一 般							
	6 溶接用キャブタイヤケーブルを使用しているか。								1	5mをこえる足場には、足場作業主任者が選任されているか。							
	7 帰線は、溶接物に確実に接続されているか。								2	足場には最大積載量の表示があるか。							
	8 火花の散乱防止。又、消火器を準備しているか。																
									(B)	鋼管足場 (安則第560条他)							
									1	建地の間隔は、けた行1.85m、はり間1.5m以下になっているか。							
									2	地上第一の布は2m以下になっているか。							
									3	ジョイント部はピン加工のある鋼管を使用しているか。							
									4	ハース金具、養生板を使用しているか。							
									5	筋かいをとっているか。又、壁つなぎをとっているか。							
									6	クランク、ジョイント等は専用金具を使用しているか。							

(C)	手すり、足場板（安則第574条他）	/	/	/	/	/	/	/	木止め、支保工（安則第240条他）	/	/	/	/	/	/	/
1	つり足場を除く作業床は、足場板の巾40cm、すき間は3cm以下にしているか。								1 組立図はあるか。							
2	足場板は2枚以上の支持物に結束しているか。								2 型枠支保工の構造により必要な借置はよいか。							
3	足場板のつき出は、10cm以上、20cm以下となっているか。								3 組立て、解体は作業主任者の直接の指揮で作業を行っているか。							
4	足場板の重ねは、支点の上で20cm以上となっているか。								4 型枠支保工の材料に損傷、変形又は腐食はないか。							
5	腐食やワシのある不良な足場板を使用していないか。								5 切りばり、及び腹おこしは、矢板、くい等に確実に取り付けられ脱落しないようになっているか。							
6	足場や作業床上に物を放置していないか。								6 支保工の肩部分に土砂、器材等を高く積み上げていないか。							
7	手すりの高さは90cm程度とし、中さんを設けているか。又、10cm以上の巾木を入れているか。								7 掘削は、安全な勾配か。							
	重機等															
(A)	移動式クレーン等（クレーン則第5条他）															
1	移動式クレーン検査証を備え付け、有効期限は切れていないか。															
2	定格荷量の表示はあるか。															
3	過巻防止（リミットスイッチ）は確実に作動するか。															
4	吊フックの外れ止め金具はついているか。															
5	荷を吊ったまま、運転席を離れていないか。															
6	定期自主検査（1年及び3月）を行い、記録はあるか。又、始業時点検をしているか。															
7	アトリガーを使用し、敷板、敷角を用い、転倒防止対策は完全か。															
8	玉掛ワイヤーはチェックし、不良品を使っていないか。															
9	高圧電線に近接作業の場合の養生はなされているか。															
(B)	建設用機械等															
1	特定自主検査済のステッカーを貼っているか。															
2	接巻防止のため、運行通路を確保し、立入禁止又は、誘導体を置き確実に誘導しているか。															
3	運転席を離れる際、バケット等を降り、ブレーキを確実に引いているか。															
4	機械を目的外に使用していないか。															
(C)	リース機械（安則第666条他）															
1	資格の確認をしたか。															
2	機械の点検、整備をしたか。															
3	機械の能力、特性、使用上の注意事項、検査済証を確認したか。															

## 別紙 2

区	病 院 名	所 在 地	電 話
東 区	阿部病院	東区 和白 3 丁目 23-36	606-2468
	山田病院	東区 箱崎 1 丁目 38-19	641-5268
	八木病院	東区 馬出 2 丁目 21-25	651-0022
	中村病院	東区 千早 5 丁目 11-5	681-3115
	和白病院	東区 和白丘 2 丁目 11-17	608-0001
	貝塚病院	東区 箱崎 7 丁目 7-27	632-3333
	九大医学部付属病院	東区 馬出 3 丁目 1-1	641-1151
博 多 区	小野病院	博多区 美野島 3 - 5-21	431-1788
	木村外科病院	博多区 千代 2 丁目 13-19	641-1966
	古森病院	博多区 対馬小路 9-13	291-3945
	住吉外科病院	博多区 千代 1 丁目 24-7	651-8931
	成田整形外科病院	博多区 住吉 4 丁目 30-42	431-0306
	さく病院	博多区 竹下 4 丁目 6-25	471-1139
	岡崎外科医院	博多区 東比恵 2-16-13	411-6086
	友田病院	博多区 諸岡 4 丁目 28-24	591-8088
	伊藤整形外科医院	博多区 三筑 1 丁目 2-8	501-2161
	千鳥橋病院	博多区 千代 5 丁目 18-1	641-2761
	友愛病院	博多区 住吉 1 丁目 1-5	271-3221
	千代町林病院	博多区 千代 1 -20-18	651-8561
	中 央 区	秋本外科病院	中央区 大名 1 丁目 12-64
佐田病院		中央区 渡辺通 2 -4-28	781-6381
広瀬病院		中央区 渡辺通 1 -12-12	731-2345
溝口外科病院		中央区 天神 4 -6-25	721-5252
及川病院		中央区 平尾 2 丁目 21-6	522-5411
堤病院		中央区 清川 3 丁目 17-11	531-3131
済生会福岡総合病院		中央区 天神 1 丁目 3-46	771-8151
国立病院九州医療センター		中央区 地行 1 丁目 8-1	852-0700
博愛会病院		中央区 笹丘 1 丁目 13-28	741-2626
城南病院		中央区 薬院 4 丁目 6-9	531-7031
浜の町病院		中央区 舞鶴 3 丁目 5-27	721-0831

区	病 院 名	所 在 地	電 話
南 区	首藤外科医院	南区 大橋 1 丁目 4-10	541-1727
	那珂川病院	南区 向新町 2 丁目 17-17	565-3531
	上田外科医院	南区 大橋 4 丁目 24-38	551-2661
	浦門整形外科医院	南区 大橋 1 丁目 17-13	561-6451
	田中整形外科医院	南区 横手 1 丁目 14-1	501-3000
	福岡赤十字病院	南区 大楠 3 丁目 1-1	521-1211
	宝哉病院	南区 野間 1 丁目 9-8	541-2335
	国立九州がんセンター	南区 向野 3 丁目 1-1	541-3231
	九州中央病院	南区 塩原 3 丁目 23-1	541-4936
	原病院	南区 若久 2 丁目 6-1	551-2431
	古賀外科医院	南区 若久 1 丁目 1-5	541-3102
早 良 区			
	吉村病院	早良区 西新 3 丁目 11-27	841-0835
	成人病センター	早良区 祖原 15-7	831-1211
	川浪病院	早良区 野芥 1 丁目 2-36	861-2780
	福岡記念病院	早良区 西新 1 丁目 1-35	821-4731
城 南 区			
	福岡鳥飼病院	城南区 鳥飼 6 丁目 8-5	831-6031
	松永病院	城南区 片江 1 丁目 4-38	861-6886
	さくら病院	城南区 片江 4 丁目 16-15	864-1212
	安藤外科病院	城南区 別府 1 丁目 2-1	831-6911
西 区	鳥越病院	西区 上山門 1 丁目 7-6	881-5000
	白十字病院	西区 大字石丸字土黒 86-10	891-2511
	西福岡病院	西区 大字生の松原 3-18-8	881-1331
	昭和病院	西区 大字徳永字大曲 911	807-8811
	南川病院	西区 姪ノ浜 4 丁目 14-17	891-1234



## 別紙3

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
中央労働基準監督署 (中央, 博多, 南, 早 良, 西, 城南区)	761-5605	福岡市消防局	725-6600
東労働基準監督署 (東区のみ)	661-3770	東 消 防 署	641-1307
中 央 警 察 署	734-0110	博 多	291-5182
博 多	412-0110	中 央	524-1501
東	643-0110	南	541-0219
西	847-0110	城 南	863-8119
南	542-0110	早 良	821-0245
博多臨港	282-0110	西	806-0642
		九州電力 福岡営業所	781-3121
		" 東 "	671-0131
		" 西 "	831-5031
		" 南 "	581-5757

福岡市プラント電気設備一般仕様書付則

平成 14 年 12 月版

平成 11 年 12 月 1 日 第 1 刷発行

無断での転載・複製を禁じます。